

平成 28 年度第 1 回岡崎市立小中学校におけるアレルギー対応検討委員会会議録	
開催日時	平成 28 年 9 月 29 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
開催場所	岡崎市役所西庁舎 7 階 704 号室
委員	出席者：花田直樹、金野浩二、水野周久、渡邊由香利、川口厚、後藤充人、 小黒雅美、齋藤由美子、西脇ゆうみ、大矢美代子
事務局	教育委員会学校指導課副主幹：山崎美和子、同専門主事：蒲野由紀 教育委員会総務課給食管理室主任主査：平岩靖弘 給食センター所長代理：佐々木智康
会議次第	議題 1 委員長及び副委員長の選任について 議題 2 食物アレルギー発症事例について 議題 3 一学期の各学校における食物アレルギー対応の現状について 議題 4 学校の取り組みにおける問題点、今後の課題
議事要旨	
－ 開会 －	
<p>○司会（学校指導課副主幹 山崎美和子） ただ今より、平成 28 年度第 1 回岡崎市立小中学校におけるアレルギー対応検討委員会を開会いたします。それでは議題 1「委員長及び副委員長の選任について」としまして、本委員会の、委員長の選出をお願いしたいと存じます。 選出方法につきましては、資料 1、岡崎市立小中学校におけるアレルギー対応検討委員会第 3 条第 2 項において、委員長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>○川口委員 学校保健会委員長の花田直樹委員が委員長に適任であると思いますので、委員長に推薦したいと思います。</p> <p>○司会（学校指導課副主幹 山崎美和子） ただ今、川口委員より委員長を花田委員にどのお声がありました。皆様にお諮りします。本委員会の委員長を花田直樹委員にお願いするということによろしいでしょうか。ご異議がなければ、拍手をもって決定したいと思います。</p> <p style="text-align: center;">－拍手－</p> <p>○司会（学校指導課副主幹 山崎美和子） それでは、「異議なし」ということでございますので、花田直樹委員に本委員会の委員長をお願いいたします。委員長には要綱第 3 条第 3 項の規定によりまして、副委員長の指名をお願いいたします。</p> <p>○花田委員長 それでは副委員長に川口委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。 それでは、議題に移ります。議題 2「岡崎市内の食物アレルギー対応の現状」について、事務局から説明をお願いします。</p>	

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

前回の委員会以降、学校で起こった事例1例について、事務局から報告させていただきます。資料2をご覧ください。生徒Aは、14歳、中学3年生の男子です。この生徒は、以前運動誘発性アナフィラキシーを発症したことがあるため、エピペンを処方されていました。アレルゲンについては、検査しても不明ということですが、米を食べると調子が良くないという感じがするようで、ご飯を食べたあと2時間は運動しないようにしていました。

この日も、給食を食べたあと2時間後に部活動を始めたのですが、運動中に息苦しさを感じたため、荷物を持って保健室にきました。保健室で頭皮と足の裏のかゆみを伴う発疹、目の充血、腹痛を感じ始めたため、保護者との打ち合わせ通り、メプチンを吸入し、セレスタミンを服用しました。しかし、症状が緩和されなかったため、養護教諭の判断で救急車を要請し、Aが自分でエピペンを使用しました。その後、到着したドクターカーでかかりつけのトヨタ記念病院に搬送したという事例です。Aはその日は経過観察のため入院し、翌日退院しました。

学校では、すぐに校内対応委員会を開催し、全職員でエピペンの使い方等の再確認をしました。また、今回2時間あけてもアナフィラキシーが起こってしまったので、朝練習への参加の仕方も含め、学校での運動について保護者と話し合いをしたということです。

今回については、本人も運動誘発性アナフィラキシーについて自覚があり、家族と話し合いができていたため、学校では適切な対応ができたと思います。運動誘発性アナフィラキシーの場合は、原因物質が特定されない場合もあるため、アレルゲンを除去する対応は難しいですので、食後の運動について協議を深めていくことが大切だと考えます。

以上で報告を終わります。

○花田委員長

ありがとうございます。説明のことについて、ご質疑、ご意見がありましたら、願いたいします。

○金野委員

岡崎市の部活動は激しいのですか。幸田町では先生に部活を休めと言われても休みにくい雰囲気があると診察した子は言っていました。岡崎市はどうなのですか？

○齋藤委員

医師から休みなさいと言われても、レギュラー等の立場で責任感がある子だと自分で判断して休まないのかと思います。

○金野委員

この子も休まなかったのかと思いますが、運動誘発性があるならば危険を冒しながらやっていることになります。学校も気を付けないと、学校の責任になってくるので危険度が高い話だと思います。

○水野委員

この子の運動誘発性アレルギーはどのくらいの頻度なのですか。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

今回の前に1回です。

○水野委員

生活管理指導表には運動誘発性がある等は書かれていたのですか。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

生活管理指導表には食べてから2時間と記載があったので、それは徹底していましたが、今回2時間後に運動して調子が悪くなってしまいました。

○金野委員

過去に1回しかないのですか。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

1回起きてエピペンを処方され、アナフィラキシーは今回で2回目です。

○渡邊委員

運動誘発性は予測が難しく、1回だけの子もいれば繰り返す子もいます。繰り返す子は運動をやめざるを得ない場合もあります。アレルギーの特定には努めていますがわからない場合がほとんどなので、1回で運動制限をするのは乱暴かなと思います。繰り返す子にはやめようと言っています。最近運動誘発性アナフィラキシーが増えてきている印象もありますので、訓練を考えていかないといけないと思います。

○金野委員

やはり部活を休めない雰囲気があるのではないのでしょうか。

○渡邊委員

聞くとやりたいという子は多いです。安全に部活をやるために診断を付けてくれと検査を受ける子がたくさんいます。それほどでもない子は割とあっさり文科系の部活に転部します。発症の時間については多いのが食後2時間というだけでラインはありません。4時間という話もあります。

○後藤委員

給食の後の体育はやめようとは言っていますが、どうしても本人の気持ちがあります。学校としてはその子への対応については全職員で理解をするようにしています。

○花田委員長

資料中「対策」のところで、「朝食を部活動朝練習後に摂る」とありますが、こういうことをやっているのですか。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

お米を摂ると症状が出るということがありますが、本人がどうしても朝練に参加したいとのことですので、この子だけ朝練習が終わった後に特別に別室で食べていました。

○花田委員長

激しい運動後に食べるのは問題ないのですか。

○渡邊委員

一般的に問題ありません。

○花田委員長

それでは次の議題に移ります。

議題3「一学期の各学校における食物アレルギー対応の現状について」、事務局より説明をお願いいたします。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

各学校における食物アレルギー対応について説明いたします。今年も、昨年と同じ調査を7月に実施いたしました。その結果を昨年と比較してまとめたものが資料3になります。

まずは、食物アレルギー対応の必要がある児童生徒がどのくらいいるかについてです。1のグラフをご覧ください。今年度は、525人で、昨年の406人より119人増えました。小中別にみると、小学校406人、中学校119人で、小学校の方が多いです。年齢が上がると、アレルギー対応が必要な子供が減っています。

今年度、エピペンを携帯している児童生徒は78人です。ご覧いただいておりますとおり、エピペン携帯児童生徒は、年々増えており、平成25年の倍以上になっているのが現状です。

2のグラフをご覧ください。学校でのアレルギー対応について、昨年と比較した結果をグラフにまとめました。すべての項目で、昨年の同時期より、よい結果が得られました。校内アレルギー対応委員会については、1学期末の段階では3校が未開催でしたが、夏休み中に2校が開催したため、現在開催していないのは、アレルギー対応をする児童の在籍のない1校のみとなっています。

2番目の項目、一覧表の作成につきましては、対応すべき子供がいる学校ではすべて作成されていました。

3番目、学校医との情報共有については、小学校5校、中学校1校で、なされていませんでしたので、次年度はすべての学校で情報共有がなされるよう働きかけていきたいと思っております。

4番目の個別対応プランの作成についてですが、1校のみ作成されていないという回答でしたが、これは、エピペンを持つ生徒がいないためということでした。この学校には、食物アレルギー対応の必要な子供はいましたので、これらの子供についてもいざというときの対応を確認し、全職員に周知していただくようお願いしました。アレルギーに関する現職研修についてですが、1学期中に実施した学校が94%でした。実施しなかった4校も、9月1日に実施した学校が1校、残りの3校も近いうちに実施予定ということですので、実施した学校の講師については、グラフの下のところに示してあります。養護教諭などの学校職員が講師となっている場合が多いですが、学校医や学校薬剤師が講師となっている学校もありました。このように、専門家の方々が学校に来ていただいで研修できる機会が増えるといいと思っております。教職員の食物アレルギーに対する理解と緊急時の備えにおいては、すべての学校できていると回答しています。以上が、本年度の各学校におけるアレルギー対応のまとめになります。昨年度、校長会等でアレルギー対応について各学校できちんと取り組むように依頼したこともあり、体制が整ってきたと感じています。事務局からは、以上です。

○花田委員長

ありがとうございます。このことについて御質問御質疑をお願いいたします。エピペンの持参者が倍増していますが、なぜなのですか。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

そこまでは不明です。

○水野委員

去年市民病院へエピペンを持参した子は何件いますか。

○渡邊委員

エピペンを実際打ったのは2例ぐらいです。学校では的確に打たれています。

○花田委員長

現職研修とはエピペンの打ち方の研修等をやっているのですか。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

内容は学校によって違います。各学校にエピペントレーナーを送っていますのでそれを使って研修したり、DVDの視聴等ありますが、トレーナーの使用は多くの学校で実施していると思います。

○金野委員

学校の新任の先生への研修はどうなっていますか。

○後藤委員

4月になってからみんなでDVDを見て研修をしています。各学校で行っています。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

やり方はいろいろですが、各学校で1学期に研修を行っています。DVDも全校配付しています。

○花田委員長

それでは次の議題に移ります。

議題4「学校の取り組みにおける問題点、今後の課題について」、事務局より説明をお願いいたします。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

資料4をご覧ください。学校から出た意見を、3つの観点に分けてまとめてあります。学校体制については、シミュレーションはしているが、いざというときに不安があるという声があります。また、突然アレルギーが起こることがあり、緊急時の判断が難しいという意見。アレルギー対応の必要な子が増えており、管理が大変という意見。乳アレルギーのある児童生徒の牛乳パックリサイクルの問題等があげられました。岡崎市の学校では、牛乳パックのリサイクルを実施している学校があります。給食管理室のほうから、できるだけということで実施の依頼をしていますが、必ず実施しなくてはいけないということではないということです。ある学校で、乳アレルギーがありエピペンを処方されている児童のいるクラスで、牛乳パックリサイクルのためパックの洗浄が行われており、その子供さんだけ別の流しを使うという措置が取られていました。しかし、教室に近い流しで毎日牛乳パックの洗浄が行われることは、大変危険であるとの学校医からの助言を受け、その学校では、牛乳パックのリサイクルを全面的に中止にしました。

この事例を受けて、乳アレルギーでエピペンを処方されている子供のクラスが、どのような対応をとっているのか調査をしたところ、乳アレルギーを持つ子が在籍する学校14校のうち、牛乳パックリサイクルが実施されている学校が4校あることがわかりました。この4校については、現状で本当に危険がないかどうかを再度検討するよう伝えてあります。医療との連携については、生活管理指導表の記入があいまいで、学校での対応に困っ

たという意見、運動負荷試験によって今まで食べなかったものを食べるようになったが、体調によってアレルギー症状が出るのではないかと不安といった声が、あげられています。

保護者関係では、保護者へ二者択一原則を理解していただくのが大変という意見、危機意識の低い保護者がいる、給食をカットしているが、牛乳だけ頼めるようにならないか、日本語が伝わりにくい保護者への説明が難しい等の意見がありました。保護者も様々ですが、学校がていねいに対応していただいております、ありがたく思います。日本語が伝わりにくい保護者の方への対応としては、語学相談員さんを上手に活用するなどの方法があると思いますので、周知したいと思います。

○花田委員長

ありがとうございました。説明のことについて、ご質疑、ご意見がありましたら、願いたいします。

○渡邊委員

エピペンの保管場所について、緊急事態の時に行事等でカバンが違う場所にあるとエピペンが打てなくなってしまうことが考えられるので、小学校ではカバン管理では難しいのではないかと思います。また最近エピペンの誤射が多く、カバン管理をして、もし他の子供が触って誤射ということがあったら大問題となります。指の根本に打つと15分ほど血が通わなくなってしまうので、小学校では職員室管理のほうが良いと思います。

しかし、保護者が学校に交渉しても学校側はエピペンを置くのを嫌がり、主治医に管理指導表に書いてもらってしぶしぶ置いてくれたということを知ることがあります。

それから、養護教諭の先生から登下校中にアナフィラキシーになるといけないからカバンのほうが良いと聞いたことがありますが、その場合でも、通りすがりの人がエピペンを打ってくれることはないし、自分でも打てないので持つ必要はないのではないかと思います。

○水野委員

やはり誤射になるといけないので、小学校低学年は学校で管理したほうがよいと思います。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

現状、小学校では職員室保管という学校も多いし、教室で担任が管理しているという場合も多いです。中学校はほぼカバンの中、2本持っている子はカバンの中と職員室という形です。小学生はランドセルだけという場合が多いですが、教育委員会からは保管場所についての指針を出していません。

○水野委員

小学生については管理できるところに置いておいたほうが良いと思います。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

土日も含めて夏休み以外は学校で預かるということでいいのでしょうか。家庭では2本持っているものなのでしょうか。

○水野委員

基本的には2本出しています。

○渡邊委員

3本までは保険が効きます。期限はだいたい1年ぐらいです。期限が切れるタイミングがずれていると保護者は自分の手元のものしか見ない可能性はあります。

○花田委員長

今回のこの議論を生かして提案としてお願いします。続いて医療との連携について御意見がありましたらお願いします。

○西脇委員

卵除去食を申し込んでいた子で、少しずつ食べられるようになったと保護者からの意見がありました。この子は卵除去食をとっていたのですが、こっそり食べていた疑いがあります。そして、夏休み明けに保護者から除去食をやめたいという申し出があったため、10月1日付で卵除去食は止めるのですが、体調によってアレルギー反応が出たらどうなるのかと思います。除去食を申し込むときはいろいろな書類があるのですが、やめる時は簡単な書類となっています。保護者のほうが最終的な責任をとることで学校はそれ以上何も言えない状態です。

○花田委員長

主治医から出た生活管理指導表には除去食をやめる旨は書いてあるのですね。

○西脇委員

やめる時はその提出はありません。

○渡邊委員

書類を書いてくれと持ってくる人もいます。

○西脇委員

今回の場合は保護者の申し出で、様式に沿って出してきました。

○水野委員

診断書みたいなもので出すか、管理指導表に一筆書いてもらうかを徹底したほうが良いと思います。

○説明者（給食管理室主任主査 平岩靖弘）

除去食を開始する時には面接をし、除去食を提供して、注意深く見ているのですが、除去食をやめる際には、明確な理由を把握しておらず、手続きとしてあいまいなところがあると思いました。医師の先生方にお伺いしたいのですが、本来生活管理指導表はアレルギーの診断を受けた児童生徒に対し記載するものと考えておりますが、アレルギーを卒業した場合であっても、その旨を診断に書いていただけるものですか。

○渡邊委員

保育園は給食の除去を解除するときは、全員診断書の再提出か管理指導表に追記という形で病院側から解除をもらわない限りやってもらえません。

○説明者（給食管理室主任主査 平岩靖弘）

今一度、届出の様式を確認し、内容が不十分であれば添付書類として診断書を加える等の対処し、手続きを明確にします。

○花田委員長

また決まったら御連絡をお願いします。

○水野委員

生活管理指導表については、食べられるようになった等、状況が変わっていきますので、毎年出してもらっていますが、生活管理指導表を3月中旬に多くの生徒たちに持ってこられると集中的に書かなくてはいけません。それまでにあまり病院に来ていない子の場合だと、もう一度検査して、場合によっては負荷試験をしてということになります。就学児は就学時健診の時に話をし、1月ぐらいから持ってきてくれるのでいいのですが、継続の子もできたら1月ぐらいから主治医に依頼してもらえると助かります。

○説明者（学校指導課専門主事 蒲野由紀）

教育委員会から学校に必要な子は早めに生活管理指導表を出すよう指導します。

○金野委員

更新の子は提出期限を6月から8月の夏休み頃にしてもらえるといいのですが、どうでしょうか。

○花田委員長

何か提出期限について決まりがあるのでしょうか。

○説明者（給食管理室主任主査 平岩靖弘）

除去食等アレルギー関係の申請書の添付書類として、1年以内に医師の診断結果が記載された生活管理指導表の写しの提出を求めています。アレルギーのある児童生徒の最新の状況が知りたいという趣旨で1年以内という期限を設けておりますが、書類の確認等に時間を要しますので、仮に、提出時に1年以内のものがなければ、とりあえず従前のものを提出してもらい、書類を審査、確認している間に、新たに医師の診断を受けてもらうよう案内しております。3月中ごろに診断が集中してしまうとのことですが、除去食等の申請書の配布が前年度の3月頃から始まりますので、それを受けてのことと思います。除去食の提供期間が、提供決定通知日から翌年度の1学期までということもありますので、3月中旬に診断が集中しないよう、今後は除去食の申請書等の提出時期を考慮したいと思います。

○水野委員

診察が集中することは考慮してください。

○後藤委員

今年初めて除去食が二者択一となり、初年度であったため特に多かったのではないのでしょうか。幅をとっていただけるとありがたいです。

○大矢委員

二者択一を徹底しているのですが、おかずについては生活管理指導表で提出してもらっていますが、年に数回しか出ないくだものアレルギーについては生活管理指導表に記載が無く、これについてはどこまで徹底したらいいかと悩んでいます。特にメロンやリンゴ、缶詰のモモ、冷凍パインで引っかかる子が数名います。

○説明者（給食管理室主任主査 平岩靖弘）

就学時健康診断での保健調査でアレルギーの有無を把握し、医師から学校での配慮や管理が必要と判断された児童生徒が、生活管理指導表を提出することと手引きに書いてあったかと思います。アレルギーにより学校給食での配慮が必要な児童生徒については、入学後、食物アレルギーチェックリストの交付申請書や除去食の提供申請書などを配布してもらっておりますので、その流れに沿って手続きいただければ問題ないかと思います。

○花田委員長

4月のアンケートでは書いたが、その後医者に行っていないので確認できていないという場合ですね。

○金野委員

幸田町ではくだものについても生活管理指導表を持ってくるので検査して、書き出しています。やはり必要と思います。

○渡邊委員

もって来られれば書きますが、リンゴやメロンはまだ頻度がそこそこあるので、もってきます。現在の学校給食は本人が好きじゃなければ減らせばいいですというシステムなので、お母さんがこの子は絶対食べないからいいですと言われると、本人管理でまず食べないと思われるものに対して出さなければいけないのかということがあります。それから、そば等のアレルギーの場合、給食で出ることはないと思うのですが、学校によっては野外活動で扱うかもしれないので出さないといけないのかとういこともあります。学校に管理をしてもらわないといけない状況であれば提出は必要だと思いますが、本人管理でできる場合、どこまで提供したらいいかということですね。遠足については多分出すと思うのですが、負担感は大きいと思うので、食べないからいいですと言われてしまいますよね。どっちにしたらいいのかとは難しいです。たまにしか出ないものだと、結局見落としも出てきてしまうと思うので、自分の中でも答えが出てこない部分もあります。ある程度自己管理の部分に幅を持たせてもいいのかという気もします。

○金野委員

幸田町では缶詰はほとんど出ません。

○水野委員

すべてを管理というのはなかなか難しいと思います。

○花田委員長

少し余裕を持たせておかないと苦しそうだというところはありますね。この場での議論はここまでということで判断が必要ですね。それではその他の報告について事務局からお願いします。

○説明者（給食センター所長代理 佐々木智康）

東部給食センターにおいて小学校8校、中学校2校で計17名の児童生徒に対して、乳除去食の提供を9月21日に始めましたので、御報告します。

○花田委員長

昨年度の2回目の会議で継続審議とした部分的除去や二択の話で牛乳だけでもできないかという話が出ていたと思いますが、現場からの意見等ありませんでしょうか。

○渡邊委員

牛乳のアレルギーがある子が 10 人いたら 8 人は牛乳が嫌いです。学校の給食ですべての給食メニューを食べた上で牛乳を飲もうとすると牛乳 400cc 相当ぐらいは一度に食べられることを確認できないと解除ができません。牛乳が飲めない子ではチーズ等で 400cc 取るようにといても基本的に乳製品が嫌いで、200cc までは取らしてもそれ以上は無理となったりします。とりあえず 200cc 摂取して運動負荷をかけて症状が出ないのを確認して、牛乳そのものを飲まなくていいというふうにしてもらえると給食を解除できるのですが。そこで二者択一で駄目と言われてしまうとかわいそうに思います。運動負荷までやっていて、長い間自宅で食べ続けているから確実にいいということで解除ということにしてもらえるとありがたいなとは思いますが。一度それで診断書を書いたら校長先生から本当に大丈夫かと電話がかかってきて、大丈夫だということでその子は牛乳だけ解除してもらいました。

○花田委員長

去年議論になったのは、マニュアルを作るにあたって二者択一ということを原則徹底した根拠となるのが、文科省からのガイドラインでしたが、よく読むと担当者が安全を確実に担保確保できるなら段階に応じた対応を否定はしないというようになっております。ある程度個々の裁量があってもいいという考え方ができるので、それをどういうふうにしたらいいかはここで結論は出せないかもしれませんが、今後議論が必要であると思えます。

○後藤委員

去年の段階で二者択一方式の徹底が周知されましたので、保護者にもそう伝えてあります。校長先生はその周知のラインを徹底しているのだと思います。

○渡邊委員

最近乳だけ飲まないことができるようになったという学校も出てきているので、その辺はファジィでもいいかとも思いますが。

○花田委員長

個々の先生の裁量である程度やれるぐらいにしておいたほうがいいかもしれません。それではこのことを覚えておいていただいて、また今後事例を報告していただきたいと思えます。これで、本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、平成 28 年度第 1 回岡崎市立小中学校におけるアレルギー対応検討委員会を閉会いたします。

— 閉会 —